

**家計急変があった保護者等の皆さまへ**  
**【県外学校用】 公立高等学校生徒等奨学給付金の申請について**  
**公立高等学校等専攻科生徒奨学給付金の申請について**

岩手県教育委員会では、**保護者等の失職等その他やむを得ない事情により家計が急変し、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯を対象**に、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、公立高等学校生徒等奨学給付金を給付しています（返済は不要です。）。

### 1 給付対象となる世帯

**令和6年7月1日現在**（令和6年7月1日までに家計急変があった場合）又は、**家計急変があった日の翌月1日現在**（7月2日以降に家計急変があった場合。（家計急変があった日が月の初日である場合は家計急変があった月の1日））で次の（1）から（4）のすべてに該当する世帯

（1）生徒等が公立の高等学校等（高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（1年～3年）、専修学校高等課程、高等学校専攻科、中等教育学校専攻科等）に在学していること。

（2）保護者等が岩手県内に居住していること。

※保護者等が県外に居住している場合は保護者等の居住地の都道府県に申請することとなります。

各都道府県のお問合せ先は、事務局にお問い合わせいただくか、文部科学省ホームページ「高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧」を御確認ください。

（3）児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと。

※保護者等が父母以外の場合は必ずご確認ください。

（4）保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯であること。

※7月1日又は、家計急変があった日の翌月1日（家計急変があった日が月の初日である場合は、家計急変があった月の1日）から**向こう1年間の収入見込額**が下記収入基準に当てはまる場合又は、収入見込額を基に算定した所得金額から各種控除額を差し引いた額が道府県民税所得割及び市町村民税所得割の非課税に相当する場合。

※給付決定通知等が届くまでの間に就職等で家計状況が変更となる場合は、必ずお知らせください。

#### 【収入基準額】

扶養親族人数	年間収入基準額 (給与所得者世帯)	扶養親族人数	年間収入基準額 (給与所得者世帯)
0人	1,000,000 円以下	3人	2,715,999 円以下
1人	1,703,999 円以下	4人	3,215,999 円以下
2人	2,215,999 円以下		

#### 【申請書類等の提出期限】

7月1日までに家計急変があった場合：令和6年9月30日

7月2日以降に家計急変があった場合：令和7年3月7日

#### 【提出先】

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号  
岩手県教育委員会事務局教育企画室総務担当  
電話 019-629-6109